

**金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式  
を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要**

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）における信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。